

## 食品営業許可（32業種）一覧

業種	概要	手数料
1 飲食店営業	食品を調理（※）し、又は設備を設けて客に飲食させる営業。 ※調理：①②のいずれか。①その場で客に飲食させる ②短期間のうちに消費されることを前提として（＝消費者に直接販売or表示免除の対面販売で）、変形・他食品の付加・調味などして飲食に最も適するように加工成形すること	16,000
2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	①部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の機能を有していない機種による営業 ②部品等が直接食品に接触する機種であって、屋外に設置されている機種による営業	10,600
3 食肉販売業	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業。（食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。）	10,600
4 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む。）を販売する営業。（魚介類を生きているまま販売するもの、鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売する営業を除く。）	10,600
5 魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売り、入札、相対取引の方法で販売する営業。	21,000
6 集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業。	10,600
7 乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業。いずれの営業も、小分けを含む。	21,000
8 特別牛乳搾取処理業	牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業。	21,000
9 食肉処理業	食用の目的で、食鳥以外の鳥（ホロホロ鳥など）や、と畜場法対象の獣畜以外の獣畜（鹿、猪など）をとさつ・解体する営業、又は解体された鳥獣の肉・内臓などを分割・細切する営業。	21,000
10 食品の放射線照射業	食品に放射線を照射する営業。	21,000
11 菓子製造業	菓子（パン、あん類を含む）を製造する営業。（客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合も、菓子製造業の範囲で可能）	14,000
12 アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデー等を製造する営業。	14,000
13 乳製品製造業	乳製品（アイスクリーム類を除く）及び乳酸菌飲料を製造する営業。 いずれの営業も小分けを含むが、バター、チーズ等の固形物の小分けは食品の小分け業でも可。	21,000
14 清涼飲料水製造業	生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）を製造（小分けを含む）する営業。	21,000

15	食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業、又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業。	21,000
16	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物若しくはその卵を主原料とする食品を製造する営業、又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業。（併せて鮮魚介類の販売も可能）	16,000
17	氷雪製造業	氷を製造する営業。	21,000
18	液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む）をする営業。	21,000
19	食用油脂製造業	食用油脂を製造する営業。	21,000
20	みそ又はしょうゆ製造業	みそ若しくはしょうゆを製造する営業、又はこれらと併せてこれらを原料とする食品を製造する営業。	16,000
21	酒類製造業	酒を製造（小分けを含む）する営業。	16,000
22	豆腐製造業	豆腐を製造する営業、又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業。	14,000
23	納豆製造業	納豆を製造する営業。	14,000
24	麺類製造業	生麺、ゆで麺、乾麺、調理麺（麺にねぎ、油揚げ等を添付したもの）等を製造する営業。	14,000
25	そうざい製造業	そうざい（煮物（つくだ煮を含む）、焼物（いため物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物等）、そうざい半製品、そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業。（15、16、22、26～28に該当するものを除く）	21,000
26	複合型そうざい製造業	HACCPに基づく衛生管理を行い、そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業。	25,000
27	冷凍食品製造業	そうざいの冷凍品を製造する営業。 小売販売用に包装された農水産物の冷凍品を製造する営業。	21,000
28	複合型冷凍食品製造業	HACCPに基づく衛生管理を行い、冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業。	25,000
29	漬物製造業	漬物を製造する営業、又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品（高菜漬炒め、味付けメンマ等）を製造する営業。	14,000
30	密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封されたもの）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業。（食酢、はちみつを除く。1～29に該当するものを除く。）	21,000
31	食品の小分け業	製造された食品（11、13（固形物に限る）、15、16、19、20、22～29に係るもの）を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業。	14,000

32	添加物製造業	食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物を製造（小分けを含む）する営業。	21,000
----	--------	---	--------